

発行定日 毎週火曜日及び金曜日

奈良県公報

目次

ページ

○奈良県風致地区条例施行規則の一部を改正する規則

規則

規則

奈良県風致地区条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十六年五月十四日

奈良県知事 柿本善也

奈良県規則第二号

奈良県風致地区条例施行規則の一部を改正する規則

奈良県風致地区条例施行規則（昭和四十五年四月奈良県規則第七号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項の表を次のように改める。

一 条例第二条第一項第二号に掲げる行為

一 行為地、方位、道路及び目標となる地物を明示した二千五百分の一以下の附近見取図（以下「附近見取図」という。）

二 現況図

三 行為の施行方法を明らかにした配置図、平面図、断面図及び二面以上（正面、側面図）の色

二 条例第二条第一項第二号に掲げる行為

刷立面図（建築物の色刷り立面図については、四面とする。）
四 植栽の状況及び植栽の計画を明らかにした図面（建築物の新築の場合に限る。）
五 登記簿謄本（建築物の場合に限る。）
六 地籍図（登記所に備え付けられている場合に限る。）
七 その他知事が必要と認める図書

三 条例第二条第一項第三号、第四号、第六号及び第七号に掲げる行為

一 附近見取図
二 現況図
三 色彩の変更部分を明らかにした図面で知事が認めるもの
四 その他知事が必要と認める図書

四 条例第二条第一項第五号に掲げる行為

一 附近見取図
二 現況図
三 行為の施行方法を明らかにした図面で知事が認めるもの

一 附近見取図
二 現況図
三 行為の施行方法を明らかにした平面図、断面図、構造図及び法断面図
四 植栽の状況及び植栽の計画を明らかにした図面
五 登記簿謄本
六 地籍図（登記所に備え付けられている場合に限る。）
七 その他知事が必要と認める図書

第五条第一項中「次の表」の下に「(五の項を除く。)」を加え、同項の表を次のように改める。

一 高木(高さが二・五メートル以上の樹木をいう。以下同じ。)	一本につき七平方メートル
二 中木(高さが一メートル以上二・五メートル未満の樹木をいう。以下同じ。)	一本につき三平方メートル
三 低木(高さが〇・五メートル以上一メートル未満の樹木をいう。以下同じ。)	一本につき一平方メートル
四 芝生等	水平投影面積
五 樹林又は群植	水平投影面積

備考

1 高木、中木及び低木の一本当たりの植栽の面積の算定については、樹冠の水平投影面積がこの表の下欄の面積を超えるときは、当該水平投影面積について算定することができる。

2 高さが〇・五メートル未満の樹木は、芝生等を含むものとする。

3 高さが一メートル未満の樹木は、樹林又は群植に含まないものとする。

2 条例第五条第一項第六号アの木竹が保全され、又は適切な植栽が行われる土地の面積は、前項の表(五の項を除く。)(森林の区域(市街化区域を除く。))における

- 四 登記簿謄本
- 五 地籍図(登記所に備え付けられている場合に限る。)
- 六 その他知事が必要と認める図書

る土地の開墾その他の土地形質の変更に係る木竹が保全され、又は適切な植栽が行われる土地の面積にあつては、三の項及び四の項を除く。)(の上欄の区分に応じ、当該下欄の面積の合計について算定する。この場合において、植栽には高さが一メートル以上の樹木が一本以上存することを要する。

3 前項の場合において、条例第五条第一項第六号アの木竹が保全され、又は適切な植栽が行われる土地が、第一項の表五の項上欄の区分に該当するときは、当該下欄の面積について算定することができる。

第一号様式中

1 行為の種類	(ア)建築物その他の工作物の 新築・改築・増築又は移転 (イ)宅地の造成・土地の開墾 その他の土地の形質の変更	(ウ)木竹の伐採 (エ)土石の類の採取 (オ)水面の埋立又は干拓 (カ)建築物その他の工作物の色彩の変更
---------	--	---

1 行為の種類	(ア)建築物その他の工作物の 新築・改築・増築又は移転 (イ)建築物その他の工作物の 色彩の変更 (ウ)宅地の造成、土地の開墾 その他の土地の形質の変更	(エ)水面の埋立又は干拓 (オ)木竹の伐採 (カ)土石の類の採取 (キ)屋外における土石、廃棄物又は再生資源の堆積
---------	---	--

める。

第一号様式の土地形質の変更・土石類の採取・水面の埋立・干拓設計書中

1 行為場所	(ア) 建築物の敷地内	3 行為面積	切 土
	(イ) 建築物の		

敷地外	I 地形 質の変更	2 隣接地の 現況	4 移動土量	客土	その他 ()	5 生じる法 面の最高高	6 跡地の処 理方法	※7 摘要	3 造成等に 係る土地の 面積	森林の 区域内	m ²	6 面		
										森林の 区域外	m ²			
「									8 植栽の状 況	計 (a)	m ²	7 理		
										木竹が保全 される土地 の面積				
「									4	(ア) 建築物の 敷地内	m ³	木 本		
										(イ) 建築物の 敷地外	m ³		木 本	
I 地形 質の変更									1 行為場所	2 隣接地の 現況	5 移動土量	低 木 本		樹木による 植栽面積
													m	
「									1 地形 質の変更	2 隣接地の 現況	5 移動土量	計	m ²	
や														

行為面積		m ²	※10 摘要	9 緑地率 (b) / (a) × 100																																									
				に改め、同様式に次の一様式を加える。		本		<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </table>																																					
切土	m ³		本																																										
盛土	m ³		m ²																																										
客土	m ³		m ²																																										
その他 ()	m ³		m ²																																										
生じる法の 最高高	m																																												
跡地の処 方法																																													
適切な植栽 が施される 土地の面積		合 計																																											
本																																													

屋外における土石・廃棄物・再生資源の堆積設計書

1 行為場所	(ア) 建築物の敷地内	3 行為地の面積 4 堆積の規模 〔高さ・その他〕	㎡	※7 摘要
	(イ) 建築物の敷地外			
2 隣接地の現況		5 堆積物の種類	(ア) 土石	
			(イ) 廃棄物 (ウ) 再生資源	
		6 植栽等の措置		

- 注 1 2の「隣接地の現況」欄には、林地、伐採跡地、草生地等の別、立木竹、建築物、その他の工作物等の有無を記入してください。
- 2 4の「堆積の規模」欄には、堆積の水平投影面積、高さのほか延長、体積等を記入してください。
- 3 5の「堆積物の種類」欄は、該当符号に○をつけ、それぞれの括弧内に、具体的に記入してください。
- 4 6の「植栽等の措置」欄には、植樹する樹木名、本数、高さのほか、掘などによる堆積物の遮蔽に関する措置を具体的に記入してください。
- 5 ※印欄には、記入しないでください。

第二号様式甲

1 行為の種類	(ア) 建築物その他の工作物の新築・改築・増築又は移転	(ウ) 木竹の伐採
	(イ) 宅地の造成・土地の開墾その他の土地の形質の変更	(エ) 土石の類の採取 (オ) 水面の埋立又は干拓 (カ) 建築物その他の工作物の色彩の変更

1 行為の種類	(ア) 建築物その他の工作物の新築・改築・増築又は移転	(エ) 水面の埋立又は干拓
	(イ) 建築物その他の工作物の色彩の変更 (ウ) 宅地の造成、土地の開墾その他の土地の形質の変更	(オ) 木竹の伐採 (カ) 土石の類の採取 (キ) 屋外における土石、廃棄物又は再生資源の堆積

第三号様式甲

6 土地形質の変更	行為目的	規	行為面積	切部
7 土石類の採取	採取土石類の種類	採取方法	採取土石類の種類	その他(長さ・幅員・面積等)

		林地の場合		独立	
9 木竹の伐採	行為目的				
	伐採面積	m ²		樹	
	伐採方法	(ア)皆伐 (イ)択伐		1.5mの高さ 周囲長	
	跡地の処理方法			樹	
10 建築物その他の工作物の色彩の変更	変更するもの種類 現在の色彩			変更後の 変更面	
				変更面	
「					
m ²		6 建築物その他の工作物の色彩の変更		変更するもの種類 現在の色彩	
土分	m	盛土部分	7 土地形質の変更		行為目的
			8 水面の埋立・干拓		
			9 土石類の採取		
m		8 水面の埋立・干拓		跡地の処理方法	
m		9 土石類の採取		採取土	
立木の場合适宜					
目的					
も					
変更後の色彩		変更面積		m ²	
規		行為面積		m ²	
行為によって生じる法高		切土部分		盛土部分	
その他(長さ・幅員・面積等)		m		m	
土石類		m		m	
高さ		m			
の幹の		m			
令		約		年	
色彩		m ²			
積		m ²			
」					
10 屋外における土石、廃棄物又は再生資源の堆積		堆積物種類		種類	
		林		行為目的	
11 木竹の伐採		伐採面積		跡地の処理方法	
		伐採方法			

の 類	模	地 の 場 合	積 m ²	的 行 為 日 的	独 立 木 の 場 合	理	法 (ア)皆伐 (イ)択伐	令 約	年

に改める。

附 則

1 (施行期日)

この規則は、平成十六年五月十七日から施行する。

2 (経過措置)

この規則の施行の際現に提出されているこの規則による改正前の奈良県風致地区条例施行規則に定める様式による申請書等は、この規則による改正後の奈良県風致地区条例施行規則に定める相当様式による申請書等とみなす。

【定 価】 一か月 千五百円 一部売り 一枚につき二十円（共に送料、消費税別）

発 行

奈 良 県

奈良市登大路町三〇
電話 〇七四二―三二―一〇二代

印 刷

株 式 会 社 春 日

奈良市三条栄町九―一八
電話 〇七四二―三五―七三二代

本誌は再生紙を使用しています。